

# 就学・修学・就職 給付・貸与制度ハンドブック

制度を利用されるみなさまへ

- このハンドブックでは、就学、修学又は就職する場合に利用可能な給付・貸与制度の概要を、以下のように対象別に掲載しています。  
◎小・中学生 ◎高校・大学等への進学又は在学者 ◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒  
◎介護福祉士等を志望する者 ◎保育士を志望する者 ◎ひとり親家庭等 ◎生活保護受給世帯
- 掲載している内容は、**令和6年度**に実施予定のもので、その後、**制度変更・廃止になったり、新たな制度が創設されている場合もあります。**詳細については、**それぞれの制度の実施機関の取扱窓口やお問い合わせ先までご確認ください。**
- このハンドブックに掲載している制度の他に、国（日本政策金融公庫）、民間の教育ローンや奨学金制度など様々な制度があります。また、高校・大学・短期大学等において学内奨励金・授業料等減免制度が設けられている場合もありますので、それぞれの機関へお問い合わせください。



白石町教育委員会  
(令和6年7月)

# 目次

## 支 援 制 度

支援内容 ページ

### ◎小・中学生対象

経済的に困難な小・中学生の就学援助費 給付 1

### ◎高校・大学等への進学者又は在学者対象

高等学校等就学支援金 給付 2

佐賀県高校生等奨学給付金 給付 2

私立高等学校等入学金補助金 給付 2

私立高等学校専攻科修学支援金 給付 2

佐賀県育英資金 無利子貸付 3

白石町育英資金 無利子貸付 3

生活福祉資金貸付制度 無利子貸付 3

佐賀県高等学校定時制課程・通信制課程

教科書学習書無償給与事業 給付 4

佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金 無利子貸付 4

佐賀県高等学校定時制課程夜食費補助金 給付 4

日本学生支援機構奨学金

○ 第一種奨学金（無利子） 無利子貸付 5

○ 第二種奨学金（有利子） 有利子貸付 5

○ 入学時特別増額貸与奨学金（有利子） 有利子貸付 5

○ 給付奨学金 給付 6

### ◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒対象

特別支援教育就学奨励費 給付 7

### ◎介護福祉士等を志望する者

介護福祉士、社会福祉士修学資金貸付金 無利子貸付 8

離職した介護人材の再就職準備金貸付 無利子貸付 8

介護分野就職支援金貸付 無利子貸付 9

障害福祉分野就職支援金貸付 無利子貸付 9

介護福祉士実務者研修受講資金 無利子貸付 10

福祉系高校修学資金貸付事業 無利子貸付 10

### ◎保育士を志望する者

保育士修学資金貸付金 無利子貸付 11

### ◎ひとり親家庭等対象

母子父子寡婦福祉資金貸付金 無利子貸付 12

### ◎生活保護受給世帯対象

生活保護法による教育扶助費 給付 14

生活保護法による高等学校等就学費 給付 14

生活保護法による技能修得費、就職支度費 給付 14

## ◎小・中学生対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<p>経済的に困難な小・中学生の 就学援助費</p> <p style="text-align: center;"><b>給付</b></p>	<p>経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者</p> <p>※生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると町教育委員会が認めた者 (審査があります)</p>	<p><b>支給額</b></p> <p>○学用品・通学用品費 小学生 1年生 年額11,630円 他学年 年額13,900円 中学生 1年生 年額22,730円 他学年 年額25,000円</p> <p>○新入学用品費 小学生 年額57,060円 中学生 年額63,000円</p> <p>○給食費 実費分</p> <p>○修学旅行費(限度額あり) 交通費・宿泊費・見学料の実費分</p> <p>○校外活動費(限度額あり) 交通費・見学料の実費分</p> <p>○医療費 対象となる疾病 トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿かしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病</p>	<p><b>【申請期間】</b> ・新小学1年生 就学前1月～ 4月中旬</p> <p>・在校生 随時</p> <p><b>【給付期間】</b> 経済的理由によって就学困難と認められる期間</p>	<p>在学する小・中学校</p> <p>白石町教育委員会 学校教育課 Tel (0952) 84-7128</p>

## ◎高校・大学等への進学者又は在学者対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>高等学校等就学支援金</b>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #e0e0e0;">給付</div>	<p>(公立) 佐賀県立高等学校に在学する生徒</p> <p>※世帯の年収目安が約910万円未満の場合が支給対象 (傷病・疾病・自己の責めによらない退職等の家計急変事由の発生に伴い世帯年収が約590万円未満相当まで減少した場合を含む)</p> <p>(私立) 佐賀県内の私立高等学校(全日制・通信制)、専修学校(高等課程)及び各種学校(国家資格者養成施設指定校)に在学する生徒</p> <p>※世帯の年収目安が約910万円未満の場合が支給対象(傷病・疾病・自己の責めによらない退職等の家計急変事由の発生に伴い、世帯年収が約590万円未満相当まで減少した場合を含む)</p>	<p><b>支給額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全日制 月額 9,900円</li> <li>・定時制 月額 2,470円</li> <li>・通信制 1単位 100円</li> </ul> <p>※「学校が受け取り授業料に充当」 ※単位制の場合は、履修単位数に応じた支給 (支給対象単位数の上限あり)</p> <p><b>支給額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年収目安590万円未満の世帯 月額 33,000円 ※上限額(授業料が33,000円未満の場合は授業料相当額を支給)</li> <li>・年収目安910万円未満の世帯 月額 9,900円</li> </ul>	<p><b>【申請期間】</b> 入学時及び毎年6～7月頃</p> <p>※傷病・疾病・自己の責めによらない退職等の家計急変事由の場合は、上記事由の発生後随時</p> <p><b>【支給期間】</b> 高等学校の標準的な修業年限とされている36月まで原則支給(定時制・通信制過程については原則48月まで)</p>	<p>在学する高等学校等</p> <p>(公立) 佐賀県教育委員会 事務局 教育総務課 Tel. (0952) 25-7223</p> <p>(私立) 佐賀県総務部 法務私学課 Tel. (0952) 25-7464</p>
<b>佐賀県高校生等奨学給付金</b>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #e0e0e0;">給付</div>	<p>7月1日時点で次の要件のすべてを満たす世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護者等が佐賀県内に住所を有する</li> <li>2. 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯(生活保護受給世帯、7月1日以降家計急変で非課税とみなすことができる世帯含む)</li> <li>3. 生徒が高等学校等に在学している(=就学支援金の支給対象校)</li> <li>4. 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない</li> </ol> <p>※(前倒し給付) 新入生で4月1日時点において上記要件を満たす世帯</p>	<p><b>支給額(年額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給世帯 国公立 32,300円 私立 52,600円</li> <li>・道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯 国公立 122,100円 (通信制 50,500円) 私立 142,600円 (通信制・専攻科 52,100円)</li> <li>・道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯15歳以上(中学生除く)23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯 国公立 143,700円 (通信制 50,500円) 私立 152,000円 (通信制・専攻科 52,100円)</li> </ul> <p>※前倒し給付については、年額の1/4を前倒して給付</p> <p>※非課税世帯については、令和6年度のみ国公立、私立ともに下記金額を加算して給付 全日制 6,000円 (通信制・専攻科 2,000円)</p> <p>※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合に下記金額を加算して給付 国公立 64,800円 私立 81,000円</p>	<p><b>【申請期間】</b> <b>通常申請受付</b> (国公立) 前倒し 6月上旬 通常分 7～9月上旬</p> <p>(私立) 前倒し 6月上旬 通常分 7中旬 ～9月末頃 ※詳しくは、右記へ確認ください</p> <p><b>【支給期間・時期】</b> (公立) 前倒し 6月末 通常分 9月 (私立) 前倒し 随時 通常分 11～12月</p>	<p>(佐賀県内の県立・私立高等学校)に在学する高等学校事務局</p> <p>(国公立) 佐賀県教育委員会 事務局 教育総務課 Tel. (0952) 25-7223</p> <p>(佐賀県外の私立高等学校) 佐賀県総務部 法務私学課 Tel. (0952) 25-7464</p>
<b>私立高等学校等入学金補助金</b>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #e0e0e0;">給付</div>	<p>当該年度の新入生で、7月1日現在在学しており、就学支援金の加算ありの適用を受ける生徒(世帯年収590万円未満程度)</p>	<p><b>支給限度額(年額)</b> 27,000円 ※保護者負担額の1/4</p> <p>[対象学校] 佐賀県内の私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)</p>	<p><b>【申請期間】</b> 在学する高等学校等が定める期間</p>	<p>在学する高等学校等</p> <p>佐賀県総務部 法務私学課 Tel. (0952) 25-7464</p>
<b>私立高等学校専攻科修学支援金</b>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #e0e0e0;">給付</div>	<p>佐賀県内の私立高等学校専攻科に在学する生徒</p>	<p><b>支給額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年収目安270万円未満の世帯 月額 35,600円 ※上限額(授業料が35,600円未満の場合は授業料相当額を支給)</li> <li>・年収目安270万円～380万円未満の世帯 授業料の月額に相当する額の1/2(授業料が35,600円の場合は17,800円)</li> </ul>	<p><b>【申請期間】</b> 入学時及び毎年6～7月頃</p> <p><b>【支給期間】</b> 高等学校専攻科の標準的な修業年限とされている24月まで原則支給</p>	<p>在学する高等学校等</p> <p>佐賀県総務部 法務私学課 Tel. (0952) 25-7464</p>

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>佐賀県育英資金</b> 無利子貸付	<b>高等学校等育英資金</b> 次の1～3の要件のすべてを満たす者 1. 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程のいずれかに在学している者 2. 保護者(父母等)が佐賀県内に居住 3. 学費の支払が著しく困難な家庭(学力基準なし) 学費負担が困難な家庭(学力基準あり)  ※給与所得者4人家族の目安 (父母の所得の合計) 333万円(学力基準なし) 666万円(学力基準あり)	<b>貸与額(上限)</b> ○基礎額 月額18,000円 ○私立学校加算額 月額12,000円 ○高額通学費加算額 (県内高校等へ在学する学生対象) 毎月の通学費から5,000円を控除した額  ○入学時加算金 (国公立) 100,000円 (私立) 200,000円	<b>【募集期間】</b> ○予約募集 (中学校3年生) 9月頃 ○在学募集 4月頃 ○随時募集 5月～2月頃  <b>【貸与期間】</b> 在学している学校の正規の修学期間が満了する月まで 返還免除条件 (高額通学費加算で貸与した額のみ対象) 卒業後、返還期間中に通算5年間佐賀県内に在住し、かつ就業した方で所定の時期に手続きが必要	佐賀県教育委員会 事務局 教育総務課 Tel. (0952)25-7148
	<b>海外留学用育英資金</b> 県内の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程のいずれかに在学又は入学が決定している者  ※県外の高等学校等に在学する者は、佐賀県内に居住する者の子弟であること	佐賀県が行う海外留学等助成事業の対象となる海外留学  <b>貸与額(上限)</b> ・長期留学 1,000,000円以内 ・研修旅行 200,000円以内	<b>【申請期間】</b> 海外留学決定後、随時	
<b>白石町育英資金</b> 無利子貸付	経済的理由により、大学又は高等学校及び高等専門学校、専修学校の専門課程の修学が困難な者  ※居住要件・成績等基準 ・所得基準あり(高等学校進学については、成績基準はなし)  ※高等学校卒業程度認定試験認定者も貸付対象	<b>貸与額(年額)</b> ・高等学校 180,000円 ・高等専門学校 180,000円 ・専修学校(専門課程) 180,000円 ・短期大学 360,000円 ・大学(大学院を含む) 360,000円	<b>【募集期間】</b> 3月～4月15日  <b>【貸与期間】</b> 在学している学校の正規の就学期間  <b>【返済期間】</b> 卒業1年後から10年以内	白石町教育委員会 学校教育課 Tel. (0952)84-7128
<b>生活福祉資金貸付制度</b> 無利子貸付	<b>対象学校及び世帯</b> 学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、専修学校の専門課程及び高等専門学校へ進学を希望する方の属する低所得世帯  ※原則として、佐賀県育英資金、日本学生支援機構など他の奨学金制度が優先(併願可・併用不可)  ※母子、父子家庭は対象外  ※就学の為の支援費や学費等の校納金について、支払いが済んでいるものは貸付対象外	<b>貸付金の種類と貸付限度額</b> <b>教育支援資金</b> ○教育支援費(授業料・校納金等就学するために必要な経費) ・高等学校 月額35,000円以内 ・高等専門学校 短期大学・専修学校(専門課程) 月額60,000円以内 ・大学 月額65,000円以内  ○就学支度費(入学金・教科書代等入学に際し必要な経費) 500,000円以内  ※借入申込みを行う世帯の生計中心者が借受人となり、就学する者が連帯借受人となります	<b>【募集期間】</b> ○予約募集 (事前申込) 毎年10月中旬～1月頃 ○在学募集 随時  <b>【据置期間】</b> 卒業後6月以内  <b>【償還期限】</b> 据置期間経過後20年以内  <b>【貸付利子】</b> 無利子  <b>【連帯保証人】</b> 原則1名必要	白石町社会福祉協議会 Tel. (0954)65-8960

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
佐賀県高等学校 定時制課程・通信制課程教科書 学習書無償給与 事業  <b>給付</b>	高等学校等の定時制・通信制課程に在学する生徒で、一定の要件を満たす者  ※履修教科数の基準あり	高等学校の定時制・通信制課程の生徒に対する教科書等の無償給与  定時制課程・・・教科書 通信制課程・・・教科書・学習書	<b>【申請期間】</b> 在学する高等学校が定める期間	<b>在学する高等学校</b>  佐賀県教育委員会 事務局 学校教育課 Tel (0952) 25-7228
佐賀県高等学校 定時制課程及び 通信制課程修学 奨励金  <b>無利子貸付</b>	本人が佐賀県内に在住し佐賀県内に所在する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に職業につきながら在学する者で、経済的理由により著しく就学が困難な者	<b>貸与額(月額)</b> 14,000円  貸付を受ける者が高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業した時は、返還は免除	<b>【申請期間】</b> 詳細はお問い合わせください  <b>【貸付期間】</b> 貸付を受けた月数を通算して48月以内	
佐賀県高等学校 定時制課程夜食 費補助金  <b>給付</b>	公立高等学校の定時制課程に在学する者で、一定の要件を満たす者のうち補助を希望する者	夜間給食の食材費のうち、主食(米・パン・麺)と牛乳の購入に要する経費の全額	<b>【申請期間】</b> 随時  <b>【支給期間】</b> 補助申請があった日の属する月の初日から当該年度内(※災害等による場合は別途規定あり)	<b>在学する高等学校</b>  佐賀県教育委員会 事務局保健体育課 Tel (0952) 25-7234

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>日本学生支援機構奨学金</b> ・日本学生支援機構 ホームページ <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html</a>	<b>第一種奨学金(無利子)</b> 国内の大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び通信教育課程に在学する特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学が困難な者 ※学力・所得等基準あり <div style="text-align: center; border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">無利子貸付</div>	<b>貸与額(最月額)</b> ・大学 国立(自宅通学) 45,000円 (自宅外通学) 51,000円 私立(自宅通学) 54,000円 (自宅外通学) 64,000円 ・短期大学・専修学校(専門課程) 国立(自宅通学) 45,000円 (自宅外通学) 51,000円 私立(自宅通学) 53,000円 (自宅外通学) 60,000円 ・高等専門学校(1～3年生) 国立(自宅通学) 21,000円 (自宅外通学) 22,500円 私立(自宅通学) 32,000円 (自宅外通学) 35,000円 ・大学院 修士・博士前期課程、専門職大学院 50,000円又は88,000円 博士課程、博士後期課程 80,000円又は122,000円 ※高等専門学校の4・5年生の月額は短期大学・専修学校(専門課程)と同じ ※給付型奨学金と併せて受けた場合は貸与月額が制限されます ※通信教育の課程については、学校の奨学金窓口にお問い合わせください	※詳細については、在学している学校等へお問い合わせください <b>【申込時期】</b> ○予約採用(進学前に高校等で申し込む) 高校3年次の春 ※高等専門学校は4年次に編入する場合のみ予約採用の対象となります ○在学採用(進学先の学校で申し込む) 春及び秋 <b>【貸与期間】</b> 奨学生採用月から在学する学校の終業年限の終期まで ※予期できない事由により家計が急変した場合、要件を満たせば貸与奨学金(第一種、第二種)の支援対象となります。(緊急採用・応急採用) 原則、急変事由発生月の翌月を起点として12か月以内に申し込む必要があります	<b>(申込みについて)</b> 在学する学校の奨学金担当窓口 <b>(制度の概要)</b> 日本学生支援機構奨学金相談センター TEL (0570) 666-301 (ナビダイヤル) ※携帯電話・アナログ回線、IP電話等が使えない場合は下記まで TEL (03) 6743-6100
	<b>第二種奨学金(有利子)</b> 国内の大学院・大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)及び専修学校(専門課程)の学生及び生徒で第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者 ※学力・所得等基準あり <div style="text-align: center; border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">有利子貸付</div>	<b>貸与額(月額)</b> 20,000円～120,000円までの間で選択(1万円刻み) (大学院の場合) 50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円から選択 ※私立大学の医・歯学課程及び薬・獣医学課程並びに法科大学院の法学を履修する課程は増額が可能な場合あり		
	<b>入学時特別増額貸与奨学金(有利子)</b> 入学時期を始期として、上記いずれかの奨学金の貸与を受ける者で増額の貸与を希望し、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できない者のうち、融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピーを提出できる人等 ※所得等基準あり <div style="text-align: center; border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">有利子貸付</div>	<b>貸与額(初回振込時に1回振込み)</b> 100,000円・200,000円・300,000円・400,000円・500,000円から選択		

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
	<p><b>給付奨学金</b> 高等学校等において優れた生徒であって、大学等への進学目的及び意思が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が極めて困難な生徒</p> <p>※学力・家計（収入・資産）の基準あり</p> <p>※給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、進学先の学校での申し込みが必要ですので、詳細については、進学先の学校へお問い合わせください</p> <div style="text-align: center; border: 2px solid red; border-radius: 15px; width: 60px; margin: 10px auto; padding: 5px;"><b>給付</b></div>	<p><b>給付額(月額)</b> 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等が対象となります。また、2024年度より対象が拡大され、世帯年収600万円程度で、多子世帯(扶養する子が3人以上の世帯)の学生又は私立理工農系の学生が新たに対象となりました(私立理工農系の学生に対しては、文系との授業料差額に着目した額の支援のみ。給付奨学金の支給なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程) 所得区分に応じて、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学等により4,400円から75,800円の月額が振り込まれます</li> <li>・通信教育課程 所得区分に応じて、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学にかかわらず、年1回下記金額が振り込まれます <ul style="list-style-type: none"> <li>第Ⅰ区分 51,000円</li> <li>第Ⅱ区分 34,000円</li> <li>第Ⅲ区分 17,000円</li> <li>第Ⅳ区分 12,800円</li> </ul> (第Ⅳ区分は多子世帯に限る) </li> <li>・第一種奨学金と併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます</li> <li>・文部科学省ホームページ 高等教育の修学支援新制度について <a href="http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm">http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm</a></li> <li>・日本学生支援機構ホームページ <a href="https://www.iasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html">https://www.iasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html</a></li> </ul>	<p><b>【申込期間】</b> ○予約採用（進学前に高校等で申し込む） 高校3年次の春 ※高等専門学校3年次は、4年次に進級予定又は大学等に編入する場合のみ予約採用の対象となります</p> <p>○在学採用（進学先の学校で申し込む） 春及び秋</p> <p>※予期できない事由により家計が急変した場合、要件を満たせば給付奨学金の支援対象となります（家計急変採用） 原則、急変事由発生日から3か月以内に申し込む必要があります</p> <p><b>【給付期間】</b> 原則入学後から卒業（修業年限の終期）まで</p>	

## ◎特別支援学級等に在籍する児童・生徒対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>特別支援教育 就学奨励費</b>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">給付</div>	特別支援学校に就学する児童生徒  ※所得基準あり ※要保護児童生徒への就学援助費を受給している場合は給付対象外になります	<b>給付額(年額) ※一部限度額あり</b>  ○学校給食費 実費分の1/2 ○通学費 実費分又は実費分の1/2 ○職場実習交通費(中学校のみ) 実費分又は実費分の1/2 ○交流及び共同学習交通費 実費分又は実費分の1/2 ○修学旅行費 実費分の1/2 ○校外活動費 実費分の1/2 ○学用品・通学用品購入費 実費分の1/2 ○新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 実費分の1/2 ○拡大教材費 実費分の1/2	<b>【申請期間】</b> 随時	在学する学校
	町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒(通常学級に就学する学校教育法施行令22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒を含む)  ※所得基準あり ※要保護・準要保護児童生徒への就学援助費を受給している場合は給付対象外	<b>給付額(年額) ※一部限度額あり</b>  ○学校給食費 実費分の1/2 ○修学旅行費 実費分の1/2 ○校外活動費 実費分の1/2 ○学用品・通学用品購入費 実費分の1/2 ○新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 実費分の1/2	<b>【申請期間】</b> 随時	白石町教育委員会 学校教育課 Tel. (0952) 84-7128

## ◎介護福祉士等を志望する者

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<p>介護福祉士、社会福祉士修学資金貸付金</p> <p><b>無利子貸付</b></p> <p>※返還期間を過ぎた場合、延滞利子年3%を徴収</p>	<p>卒業後、介護福祉士・社会福祉士国家資格を取得し、佐賀県内の介護福祉施設等で、その業務に従事しようとする者で、次の要件を満たす者</p> <p>1. 佐賀県内の介護福祉士等養成施設に在学する者、又は佐賀県出身者(佐賀県内に住所を有する者の子又は借入申請者本人の本籍が佐賀県にある者)もしくは佐賀県在住者で、県外の養成施設等に在学する者</p> <p>介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に進学する者で以下の要件を満たす者</p> <p>1. 佐賀県内の高等学校・高等専修学校に通う者</p> <p>2. 養成施設卒業後、介護福祉士又は社会福祉士国家資格を取得・登録し、佐賀県内の介護福祉施設等において介護福祉士等として特定業務(所定の要件を満たす介護又は相談援助の業務)に従事しようとする者</p> <p>3. 学業成績優秀で心身ともに健全である者</p>	<p><b>貸与額(上限)</b></p> <p>・通学を要する養成施設</p> <p>月額 50,000円以内</p> <p>○入学準備金 200,000円以内</p> <p>○就職準備金 200,000円以内</p> <p>○国家試験受験対策費用 40,000円以内</p> <p>・通信制の社会福祉士養成施設</p> <p>月額 20,000円以内</p> <p>○入学準備金 100,000円以内</p> <p>○就職準備金 100,000円以内</p> <p>※入学準備金は、初回のみ</p> <p>就職準備金は、最終回のみ</p> <p>※就職準備金は、新たに就職する場合や他業種から転職を希望する場合に貸付対象</p> <p>※国家試験受験対策費用は、介護福祉士のみ貸付対象となる</p> <p>※連帯保証人が1名必要となります</p>	<p><b>【募集期間】</b></p> <p>4月～6月頃</p> <p>※高校生の募集期間は、高校3年時の12月下旬～2月中旬学校を通じて応募</p> <p><b>【貸付期間】</b></p> <p>養成施設等に在学する期間</p> <p><b>【返還免除条件】</b></p> <p>次の要件を満たした場合</p> <p>卒業後、1年以内に資格を取得・登録し、県内で5年間継続して当該業務に従事(過疎地域、離島及び中山間地域等で業務に従事した方又は中高年離職者は3年間の業務従事で免除)</p> <p>介護福祉士等として特定の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続できなくなったとき</p>	<p>佐賀県社会福祉協議会 修学・求職支援課 福祉人材センター Tel. (0952) 28-3406</p>
<p>離職した介護人材の再就職準備金貸付</p> <p><b>無利子貸付</b></p> <p>※返還期間を過ぎた場合、延滞利子年3%を徴収</p>	<p>佐賀県内に住民登録している者又は佐賀県内に所在する事業所又は施設に介護職員として就労した者であって、次の要件をすべて満たす者</p> <p>1. 介護保険事業所等において介護職員等としての実務経験を1年以上有し、離職日から3か月以上が経過している者</p> <p>2. 即戦力として一定の知識及び経験を有する者</p> <p>①介護福祉士</p> <p>②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を取得した者</p> <p>③介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員1級・2級課程を修了した者</p> <p>3. 介護保険事業所等に、介護職員等として就労する者</p> <p>4. 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職するまでの間に、あらかじめ佐賀県福祉人材センターに求職の登録を行い、かつ、「介護人材再就職準備利用計画書」を提出した者</p>	<p><b>貸与額(上限)</b> 400,000円以内</p> <p>貸付対象経費</p> <p>①子どもの預け先を探す際の活動費</p> <p>②介護に係る情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費</p> <p>③介護職員等として働く際に必要となる靴や靴等の被服費</p> <p>④再就職のために転居を要する場合の転居費(敷金・礼金含む)</p> <p>⑤通勤用の自転車又はバイクの購入費</p> <p>※再就職する際(再就職日前)に必要な経費であり、生活費は対象外</p> <p>※連帯保証人が1名必要となります</p> <p>※貸付回数は、1人当たり1回限り</p>	<p><b>【募集期間】</b></p> <p>随時(勤務開始日の属する月の翌月末まで)</p> <p><b>【返還免除条件】</b></p> <p>再就職後、佐賀県内において介護職員等の業務に2年間従事した場合</p>	

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<p>介護分野就職 支援金貸付</p> <p><b>無利子貸付</b></p> <p>※返還期間を 過ぎた場合、 延滞利子年 3%を徴収</p>	<p>佐賀県内に住民登録して いる者又は佐賀県内に所 在する事業所又は施設に 介護職員として就労した 者であって、次の要件を すべて満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護職員初任者研修以 上の研修を修了した者</li> <li>2. 介護保険事業所等に、 介護職員等として就労 する者(内定含む)</li> <li>3. 介護分野就職支援金利 用計画書を提出した者</li> </ol>	<p><b>貸与額(上限) 200,000円以内</b></p> <p>貸付対象経費 ①子どもの預け先を探す際の活動費 ②介護に係る軽微な情報収集や講習 会参加経費又は参考図書等の購入 費 ③介護職員等として働く際に必要と なる靴や靴等の被服費 ④介護職就職のため転居を要する場 合の転居費 ⑤通勤用の自転車又はバイクの購入 費</p> <p>※連帯保証人が1名必要となります</p> <p>※貸付回数は、1人当たり1回限り</p>	<p><b>【募集期間】</b> 随時(勤務開始日の 属する月の翌月末ま で)</p> <p><b>【返還免除条件】</b> 就職後、佐賀県内 において介護職員等の 業務に2年間従事し た場合</p>	
<p>障害福祉分野 就職支援金貸付</p> <p><b>無利子貸付</b></p> <p>※返還期間を 過ぎた場合、 延滞利子年 3%を徴収</p>	<p>佐賀県内に住民登録して いる者又は佐賀県内に所 在する事業所又は施設に 障害福祉職員として就労 した者であって、次の要 件をすべて満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次のいずれかの研修を 受講、終了した者 (1) 介護職員初任者研修 以上の研修 (2) 「居宅介護職員初任者 研修」「障害者居宅介 護従事者基礎研修」 「重度訪問介護従事者 養成研修」「同行援護 従事者養成研修」「行 動援護従事者養成研 修」</li> <li>2. 次の障害福祉サー ビスを提供する事業所 若しくは施設におい て、主たる業務がサ ービス利用者に直接 サービスを提供する 者として就労する者 (内定含む) (1) 障害福祉サー ビス事業、一般・特定相談 支援事業、地域活動 支援センター事業、 地域生活支援事業 居宅介護、重度訪問 介護、同行援助、行 動援助、療養介護、 生活介護、短期入所、 重度障害者等包括支 援・施設入所支援、 自立訓練、就労移行 支援、就労継続支援、 就労定着支援、自立 生活援助・共同生活 援助</li> <li>(2) 障害児通所支援、障 害児相談支援、障害 児入所支援の各事業</li> <li>(3) 身体障害者生活訓練 等事業、手話通訳事 業、介助犬訓練事業、 身体障害者社会参加 支援施設</li> <li>3. 障害福祉分野就職支 援金利用計画書を提 出した者</li> </ol>	<p><b>貸与額(上限) 200,000円以内</b></p> <p>貸付対象経費 子どもの預け先を探す際の活動費、 介護に係る軽微な情報収集や講習 会参加経費又は参考図書等の購入 費、障害福祉職員として働く際に 必要となる被服費、再就職のため 転居を要する場合の転居費、通勤 用の自転車又はバイクの購入費</p> <p>※連帯保証人が1名必要となります</p> <p>※貸付回数は、1人当たり1回限り</p>	<p><b>【募集期間】</b> 随時(勤務開始日の 属する月の翌月末ま で)</p> <p><b>【返還免除条件】</b> 就職後、佐賀県内 において障害福祉職員 の業務に2年間従事 した場合</p>	

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<p>介護福祉士実務者研修受講資金</p> <p><b>無利子貸付</b></p> <p>※返還期間を過ぎた場合、延滞利子年3%を徴収</p>	<p>次の要件をすべて満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請時点で実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す者</li> <li>2. 実務者研修施設卒業後の直近の介護福祉士国家試験を受験予定の者</li> <li>3. 申請年度の3月31日までに3年以上の実務経験を有する見込みのある者</li> <li>4. 他の都道府県の本資金を借入していない者</li> </ol>	<p>貸与額(上限) 200,000円以内</p> <p>(授業料、実習費、教材費、学用品、国家試験受験手数料等)</p> <p>※連帯保証人が1名必要となります</p>	<p>【募集期間】 4月～(随時) ※当該年度予算に達し次第終了</p> <p>【募集人員】 35名程度</p> <p>【返還免除条件】 介護福祉士国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で2年間継続して当該業務に従事</p>	
<p>福祉系高校修学資金貸付事業</p> <p><b>無利子貸付</b></p> <p>※返還期間を過ぎた場合、延滞利子年3%を徴収</p>	<p>将来、介護福祉士として佐賀県内の介護保険施設・事業所で、介護職員等の業務に従事する、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生</p> <p>応募条件 佐賀県内の福祉系高校に在学するもので次の条件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 卒業後に佐賀県内の介護保険施設・事業所において介護福祉士として介護職員等の業務に従事しようとする者</li> <li>② 学業成績優秀で心身ともに健全である者</li> </ol> <p>&lt;佐賀県内の福祉系高校&gt; 令和6年4月現在 嬉野高等学校 総合学科 社会福祉系列 神埼清明高等学校 総合学科 生活福祉系列 北陵高等学校 生活文化科 介護福祉士コース</p>	<p>貸与額(上限) 国家試験受験対策費 120,000円以内 (1年当り40,000円以内)</p> <p>※民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること</p> <p>1年生の申請可能上限額 40,000円×3箇年 120,000円 2年生の申請可能上限額 40,000円×2箇年 80,000円 3年生の申請可能上限額 40,000円×1箇年 40,000円 (学年毎に送金)</p> <p>就職準備金 200,000円 (卒業時の貸付に限る)</p> <p>※福祉系高校を卒業後又は福祉系高校を卒業後に大学・短期大学・都道府県知事の認可を受けた専門学校等へ進学し卒業後、佐賀県内の事業所において介護福祉士として介護職員等の業務に従事する職員として就職する場合に限る。資金使途は、介護福祉士の業務に就職する際に必要となる諸経費に充当するものであること</p>	<p>【募集期間】 5月中旬～6月中旬</p> <p>※各高校にて取りまとめたの申請となるため締切日は学校に確認</p> <p>【返還免除条件】 次の要件を満たした場合は、返還債務の全額を免除</p> <p>福祉系高校を卒業した日から又は福祉系高校を卒業後に大学等へ進学し卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格登録を行い、佐賀県内の介護保険施設・事業所において、介護福祉士として介護職員等の業務に従事し、3年間継続して当該業務に従事したとき なお、従事期間3年間を満たさず退職した場合であっても、貸付けを受けた期間以上に従事した場合は、返還債務の一部が免除となる場合がある</p>	

## ◎保育士を志望する者

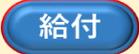
名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>保育士修学資金 貸付金</b>  <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #0070c0; color: white;">無利子貸付</div>	卒業後佐賀県内並びに国立の施設等において保育士として保育業務に従事しようとする者で、次の要件を満たす者  1. 佐賀県内の保育士養成施設に在学する者、又は県外の養成施設等に在学する佐賀県出身者（佐賀県内に住所を有する者の子又は借入申請者本人の本籍が佐賀県にある者）  2. 学業成績優秀で心身ともに健全であり、かつ家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者	<b>貸与額(上限)</b> 月額 50,000円以内 (総額 1,200,000円以内)  ○入学準備金 200,000円以内  ○就職準備金 200,000円以内  ※連帯保証人が1名必要となります	<b>【募集期間】</b> 4月～5月頃  <b>【貸付期間】</b> 原則として2年  ※正規の就学期間が2年を超える場合は、2年間に相当する金額の範囲内で、申請時から卒業までの正規の修学期間を貸付期間とする  ※返還免除条件があります	佐賀県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター Tel. (0952) 28-3406

## ◎ひとり親家庭等対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
<b>母子父子寡婦 福祉資金貸付金</b>  ※原則連帯保証 人が必要  ※連帯保証人を たてない場合 は、一部有利 子貸付  <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; color: white; background-color: #0056b3;">無利子貸付</div>	1. 母子家庭の母 2. 父子家庭の父 3. 寡婦  ※一部資金については児 童本人が貸付対象	貸与額(上限)所得制限有  ○修学資金(月額) ・高等学校・専修学校(高等課程) 国公立(自宅通学) 27,000円 (自宅外通学) 34,500円 私立(自宅通学) 45,000円 (自宅外通学) 52,500円  ・高等専門学校(1~3年生) 国公立(自宅通学) 31,500円 (自宅外通学) 33,750円 私立(自宅通学) 48,000円 (自宅外通学) 52,500円  ・高等専門学校(4・5年生) 国公立(自宅通学) 67,500円 (自宅外通学) 76,500円 私立(自宅通学) 98,500円 (自宅外通学) 115,000円 (102,500円)  ・専修学校(専門課程) 国公立(自宅通学) 67,500円 (自宅外通学) 78,000円 (77,500円) 私立(自宅通学) 89,000円 (84,500円) (自宅外通学) 126,500円 (108,500円)  ・短期大学 国公立(自宅通学) 67,500円 (自宅外通学) 96,500円 (86,500円) 私立(自宅通学) 93,500円 (86,500円) (自宅外通学) 131,000円 (110,500円)  ・大学 国公立(自宅通学) 71,000円 (69,500円) (自宅外通学) 108,500円 (92,500円) 私立(自宅通学) 108,500円 (95,000円) (自宅外通学) 146,000円 (121,000円)  ・専修学校(一般課程) 54,000円  ・大学院 修士課程 132,000円 博士課程 183,000円  ※下段括弧書きは、前年所得が 682万円超える場合	<b>【受付期間】</b> 随時  ※資金の種類によっ ては、申請書の提 出期限が決められ ている場合があり ますので、早め にご相談ください  <b>【貸付期間】</b> 在学する学校の標 準修業年限	杵藤保健福祉事務所 Tel (0954) 23-3174  白石町役場 保健福祉課 福祉係 Tel (0952) 84-7116  杵藤保健福祉事務所 福祉支援課 母子保健福祉担当 Tel (0954) 23-3174

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
		<p>○就学支度資金(一時金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校(所得税非課税) 64,300円</li> <li>・中学校(所得税非課税) 81,000円</li> <li>・高等学校・専修学校(高等課程) <ul style="list-style-type: none"> <li>国立(自宅通学) 150,000円</li> <li>(自宅外通学) 160,000円</li> <li>私立(自宅通学) 410,000円</li> <li>(自宅外通学) 420,000円</li> </ul> </li> <li>・大学・短期大学・高等専門学校 <ul style="list-style-type: none"> <li>・専修学校(専門課程) <ul style="list-style-type: none"> <li>国立(自宅通学) 410,000円</li> <li>(自宅外通学) 420,000円</li> <li>私立(自宅通学) 580,000円</li> <li>(自宅外通学) 590,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・修業施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校卒業生 <ul style="list-style-type: none"> <li>(自宅通学) 272,000円</li> <li>(自宅外通学) 282,000円</li> </ul> </li> <li>中学校卒業生 <ul style="list-style-type: none"> <li>(自宅通学) 150,000円</li> <li>(自宅外通学) 160,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・大学院 <ul style="list-style-type: none"> <li>国立 380,000円</li> <li>私立 590,000円</li> </ul> </li> <li>・専修学校(一般課程) <ul style="list-style-type: none"> <li>自宅通学 150,000円</li> <li>自宅外通学 160,000円</li> </ul> </li> </ul>		
		<p>○修業資金</p> <p>子どもが事業開始又は就職するために知識技能を習得する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月額 68,000円</li> <li>運転免許取得 460,000円</li> </ul>		
		<p>○就職支度資金(一時金)</p> <p>就職をするのに必要な資金(被服・履物等の購入費) 105,000円</p> <p>通勤用自動車購入 340,000円</p>		

## ◎生活保護受給世帯対象

名 称	資 格	給付・貸与額等	給付・貸付期間等	お問い合わせ先
生活保護法による教育扶助費 	生活保護受給世帯対象 小学校・中学校に入学又は在学する者等がいる生活保護受給世帯で要件に該当する者	<b>給付額(上限)</b> ○基準額 小学生 月額 2,600円 中学生 月額 5,100円 ○入学準備金(入学時) 小学生 64,300円以内 中学生 81,000円以内 ○教材代 ○学校給食費 } 必要最小限度の額 ○通学費 } ○学習支援費(クラブ活動費等) 小学生 年間 16,000円以内 中学生 年間 59,800円以内	<b>【受付期間】</b> 随時	杵藤保健福祉事務所 福祉支援課 地域福祉担当 Tel (0954)23-3175 白石町役場 保健福祉課 福祉係 Tel (0952)84-7116
生活保護法による高等学校等就学費 	生活保護受給世帯対象 高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる者がある生活保護受給世帯で要件に該当する者	<b>給付額(上限)</b> ○基本額 月額 5,300円 ○教材代 } 必要最小限度の額 ○授業料 } 条例に定める ○入学金 } 県立高校における額以内 ○入学考査料 30,000円以内 ○通学費 必要最小限度の額 ○入学準備金(入学時) 小学生 87,900円以内 中学生 年間 84,600円以内 ○学習支援費(クラブ活動費等) 年間 84,600円以内	<b>【受付期間】</b> 随時	
生活保護法による技能修得費、就職支度費 	生活保護受給世帯対象 生活保護受給世帯で生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする者又は就職の確定した者に対し実施機関が必要と認めた者	<b>給付額(上限)</b> ○技能修得費(技能を習うとき) 87,000円以内 ○就職支度費 33,000円以内	<b>【受付期間】</b> 随時	



令和6年7月発行  
編集・発行  
白石町教育委員会  
学校教育課 教育総務係

〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1  
TEL 0952-84-2111(代) FAX 0952-84-6611  
URL <https://www.town.shiroishi.lg.jp/>